

第394号 令和5年5月

東京都農業会議情報

編集及び発行 (一社)東京都農業会議

渋谷区代々木3-25-3
TEL 03-3370-7146

波多野重雄さんを悼む

東京都農業会議会長 青山 侑



在りし日の波多野重雄さん

波多野重雄さんが令和5年4月14日に亡くなった。97歳だった。私は「白寿のお祝いを皆でやりましょうね」とご本人と約束していたのだが果たせなかった。ご葬儀には各農業委員会の会長さんや全国農業会議所そして八王子市長時代・東京税理士会会長時代の関係の皆様が大勢ご焼香に参列して頂き、波多野さんのお人柄をしのびました。

東京都農業会議の会長を務められた。会長ご就任後、いきなり地方分権一括法による農業委員会法の改正による農地主事の必置規制廃止、農地法改正による株式会社規制の緩和等制度の大幅変更があったほか、三宅島噴火や新島・神津島群発地震、台風による島しょ地区の被害など困難な事柄が続けて発生した。

東京都農業会議はこれらに迅速に対応する一方、農地制度や農業委員会制度についての意見書を提出し国会や都に対する働きかけを強化した。その後も農業委員会の必置規制の緩和や相続税制の強化など農地・農業への逆風があったが波多野さんを先頭とする東京都農業会議は都市農業振興のための運動を強力に推進した。

その間、波多野さんは全国



全国会長大会で報告する波多野会長 (H21 当時)

農産緑地法改正による特定生産緑地制度によるいわゆる30年問題対応、生産緑地の貸借、田園住居地域、農地保全をはかる地区計画制度など一連の改革の道筋をつけた。

そういう厳しい状況にあつたころ、平成26年のある日、かねて懇意にして頂いている私のところに波多野さんが「相談がある」と言ってきた。それが「君に農業会議の会長をやってほしい」というのだ。それは相談などという生

農業委員会都市農政対策協議会の会長や全国農業会議所の副会長も務められ、その後の都市農業振興基本法の制定の道を拓いた。結果として、さらにこれに続く

易しい雰囲気ではなく私にとつては召集令状のような迫力ある話だった。

都庁に入ってから10年くらい経済局に籍を置き、職員組合役員として東京の農業を守る運動の中にいた経験を持つ私にとっては名譽な話であり、波多野さんの圧力にも負けて即断で応じさせて頂いた。

それ以来波多野さんはずっと



築田農林水産部長 (右) に手渡す正副会長

令和6年度東京都農業施策に関する意見を提出

肥飼料などの高騰に対する支援策を継続・強化を求める

都農業会議は4月17日、農業委員会法第53条に基づく意見として「令和6年度東京都農業施策に関する意見」を都に提出しました。

農業会議の正副会長ならびに地区農業委員会連合会・協議会の代表らが都庁を訪問し、築田真由美農林水産部長に面会して知事宛の意見書を手渡しました。

意見書では第一に、肥飼料や資材、燃料等が高騰している状況を受け、都には直接的な支援策を継続・強化することに加え、特に畜産経営への支援の拡充を求めています。

このほか、都市農地の保全と利活用の促進、地域の特産をいかした農業の支援、多様な担い手の確保、担い手の経

と農業会議の役員会に顧問として出席いただき、温かく見守り、貴重な助言を頂いてきた。他界されても波多野さんには私たちの運動を見守って頂いていると思う。波多野さん、あなたが切り拓いた一本の道を私たちは倦まずたゆまず引き続き真つ直ぐに進んで行きます。これからも変わらぬ叱咤激励を天国からよろしくお願いします。合掌。

都市農地流動化促進奨励事業などを新設

令和5年度東京都農林水産予算

令和5年度の東京都の農業費及び緑化推進費は12.6億6千万円(当初予算)となりました。

農業振興施策として新規に予算化された事業や、予算が拡充された事業のうち主なものを紹介します。

●東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業

新品種や新技術、地域特産農産物等を次代の東京産ブランド農産物に育成することを旨とし、生産者団体が都関係機関等と連携して取り組む、生産からPRまでの活動を包括的に支援する事業です。

●都市農業収益向上緊急対策事業

ウクライナ情勢や原油価格高騰による資材費の急激な値上げなどにより影響を受ける農業者等を支援するため、農産物の加工や販売のための機器等への助成を行い、経営安定に寄与する事業です。

●農業者出産・育児期支援事業

出産育児期の農業経営体の労働力不足を補うため、代替

人材の派遣に必要な経費の一部を助成することで、女性農業者等が安心して出産・育児等に専念できる環境を整備する事業です。

●農業委員会デジタル化推進事業

都内の農業委員会及び農業委員会を設置しない農地を有する区市町村のデジタル化を推進するため、農林水産省所管の農地情報に関する「農業委員会サポートシステム」の導入を支援する事業です。

●未来に残す東京の農地プロジェクト

宅地等から農地を創出する取組や、遊休農地や低利用農地等を再生する取組を支援する事業です。また、防災兼用井戸や農薬飛散防止施設、簡易直売所等の整備を支援して農地の多面的機能の強化を図るとともに、公用地を農業公園等に整備する取組を支援し、都民が農業に触れ合う場を拡大します。

●都市農地貸借円滑化促進事業

都市農地を保全し、担い手等への生産緑地の貸借を促進

するため、都市農地の貸借意向調査、区市ごとの生産緑地バンクの創設支援のほか、区市の枠を超えた広域型生産緑地マッチング相談窓口を設置する事業です。

●都市農地流動化促進奨励事業

生産緑地の長期間(10年以上)の賃貸借契約を締結する貸し手農家に奨励金を交付することで、生産緑地の貸借を促進し、意欲ある農業者による施設整備や土づくり等営農投資を可能にする環境整備を支援する事業です。

●新東京都GAP推進事業

東京都GAP事業を改定するとともに、改定した認証制度の取得推進と認証農産物の流通拡大を支援します。

●肥料コスト低減緊急対策事業

化学肥料高騰に伴う肥料コストの低減を図るため、土壌診断に基づく施肥を推進する事業です。

●堆肥等利用促進事業

必要な施肥量の一部を堆肥等の化学肥料の代替資材で施用する場合、堆肥等の購入経費の一部を支援する事業です。

理事会・常設審議委員だより

第1回常設審議委員会

4月17日にJ A東京南新宿ビルで開催。報告事項として、①東京都から農地法

の第4条(3件)・第5条(1件)の農地転用許可(3月)

の状況報告、②農業会議から農地中間管理権等状況報告(4月)を行った。

協議事項として①第63回

企業的農業経営顕彰事業要綱、②第43回農業後継者顕彰事業要綱については、原案通り今年度の要綱を決定した。③令和5年度東京都農作物生産状況調査は、今年度も例年同様に実施することとした。④令和5年度農業委員会組織・活動検討委員会は、今年度も例年同様に開催することとし、開催要領を決定した。

5月理事会

5月18日にJ A東京南新宿ビルで理事会を開催し、

①第133回通常総会の開

催日及び場所、②提出議案について決定した。

第2回常設審議委員会

理事会に続き開催し、①

東京都から農地法の第4条

(1件)・第5条(1件)の

農地転用許可(4月)の状

況報告、②農業会議から農

地中間管理権の設定・移転

(5月)の状況について報

告した。

協議事項として、①農業

経営相談事業実施要綱・要

領の改定については、農業

経営基盤強化促進法の改正

ならびにそれに伴う都から

の委託事業の受託を踏まえ

た要綱・要領の改定を協議

し、原案のとおり決定した。

令和6年度農林関係税制

改正に関する要望事項につ

いては、(一社)全国農業

会議所に提出する税制改正

要望の内容について協議

し、原案の通り提出するこ

ととして決定した。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正などが 令和5年4月1日に施行

農業経営基盤強化促進法等の一部改正を含む、人・農地関連法が令和4年5月20日に参議院本会議で可決・成立し令和5年4月1日より施行されました。改正された法律は6つあります。

- (1) 農業経営基盤強化促進法 (基盤強化法)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (バンク法)
- (3) 農業委員会に関する法律
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律
- (5) 農地法
- (6) 農業協同組合法

成を図るための体制の整備。

② 地域農業経営基盤強化促進計画 (地域計画) の策定。
③ 農業委員会は、農地等の所有者等に利用権設定等を積極的に促す。の3点です。

農業を担う者の確保及び育成とは、必要な援助を行う拠点 (農業経営・就農支援センター) を整備し、関係者は情報の収集、連携協力や援助に努めることとなっています。東京都では公益財団法人東京都農林水産振興財団が担うことになっています。

地域計画とは農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村が、地域農業の将来の在り方等について、地域ごとに協議の場を設け、その結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために策定する計画となります。協議の場には農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者が参加することになっています。協議の内容

としては、農地は地域のものという考え方に基づき区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等を話し合います。そして効率的かつ総合的な利用の目標を達成するため、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示する『目標地図』の作成を行います。

農業委員会は目標地図の達成に向け、地域計画内の農地等の所有者等に積極的に貸借を促すことになっています。
バンク法の改正のポイントとしては、

- ① 農地中間管理事業による借受希望者の公募を廃止し地域計画の達成に向けた事業の展開。
- ② 基盤強化法による農用地利用集積計画を廃止しバンク法による農用地利用集積等促進計画への統合になります。

行っていました。それは農地を効率的に活用することが可能な農家へと集積・集約していくという考え方が基になってきた仕組みになるからです。今回の法改正により地域での協議の場で地域計画を定め、農業を担う者ごとに利用する農地が目標地図に記載されることとなります。その地域計画内が中間管理事業の重点活動地域と位置付けられ、農地ごとに担い手が決まっています。こととなりますので公募の必要がなくなり廃止されるということです。また目標地図を定めた当時に担い手ではなく名前が載っていない方や、地域計画が定められていない地域につきましても中間管理事業による貸借を行うことができます。

措置、または地域計画を公告する前日のいずれか早い日付をもって農地中間管理事業による貸借へと一本化されることとなります。それに伴い令和7年4月以降からすべての貸借については中間管理機構が間に入り貸借を進めていく農用地利用集積等促進計画となります。令和7年3月末を越えて利用権設定をしている農地については期間の終了まで引き続き利用することができま

農地法の改正のポイント
農業従事者が減少し高齢化が加速するなか、遊休農地が解消や多様な人材を確保することなどを目的に農地法3条の下限面積要件が撤廃されました。

全部効率利用要件や農作業常時従事要件、地域との調和要件は、継続となります。生産緑地や宅地化農地での影響は限定的なもの想定されますが、市街化調整区域では、家庭菜園愛好者 (半農半X) 等が小面積で所有権を取得するなど一定の影響が見込まれています。

東京都農作物生産状況調査結果（令和3年産）

都農業会議は、東京都の委託を受け、令和3年産の東京都農作物生産状況調査をとりまとめました。

本調査の実施にあたりましては、調査対象者各位はもとより、農業委員会をはじめ区市町村、JA、関係機関より多大なるご協力をいただきましたこと、あらためてお礼申し上げます。

また、本調査は、平成19年産以降、毎年、実施するものです。

本年度につきましても、本調査の実施につきましてご協力を賜りますこと、あらためて、お願い申し上げます。

ここで、調査結果の概要などを報告します。

【調査名】
東京都農作物生産状況調査（令和3年産）

【調査対象期間】
令和3年1月～12月

【調査対象区市町村】
49区市町村
（農地のある都内区市町村 ※北区を除く）

【調査対象者】
農業経営面積10アール以上の農家。

【対象作物】
野菜・花き・果樹・穀類・工芸作物・植木・グラウンドカバー

【調査項目】
作付面積、出荷量（花きなど）、生産本数（植木）など

① 調査対象者
1万2千015戸

② 調査回収
7千971戸（回収率約66・3%）

③ 有効回答
7千643戸（有効回答率約95・9%）

【調査結果概要】
東京都全体・地区別・区市町村ごと

① 農業産出額 4ページに掲載

② 農業産出額順位（野菜・果樹・花き・工芸作物のみ対象） 4ページに掲載

③ 作付のべ面積 5ページに掲載

④ 平成25年産～令和3年産の東京都の農業産出額順位上位5品目および構成比 以下に掲載

東京都の農業産出額順位 上位5品目・構成比

平成26年度(平成25年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	8
ニホンナシ	7
ナス	4
ハウレンソウ	4

平成27年度(平成26年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	8
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	4

平成28年度(平成27年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	7
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	3

平成29年度(平成28年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	7
ニホンナシ	7
ナス	4
ハウレンソウ	3

平成30年度(平成29年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	8
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	3

令和元年度(平成30年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	8
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	3

令和2年度(令和元年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	7
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	3

令和3年度(令和2年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	7
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	3

令和4年度(令和3年産)	
品目	構成比(%)
トマト	11
コマツナ	7
ニホンナシ	6
ナス	4
ハウレンソウ	3

東京都農作物生産状況調査結果概要(令和3年産)

R5.4

区分	作付面積 (ha)	農業産出額 (百万円)	農業産出額順位(野菜・果樹・花き・工芸農作物の順位のみ掲載)				
			1位品目	2位品目	3位品目	4位品目	5位品目
目黒区	2.5	11	トマト	ブドウ	コマツナ	ナス	キュウリ
大田区	1.5	10	シクラメン(鉢もの)	トマト	コマツナ	キュウリ	ナス
中野区	3.1	18	トマト	カリフラワー	ナス	エダマメ	カンショ
世田谷区	77.1	208	ブドウ	トマト	エダマメ	キュウリ	コマツナ
杉並区	51.0	297	トマト	ナス	コマツナ	エダマメ	キュウリ
板橋区	7.3	25	ブドウ	トマト	エダマメ	ダイコン	パレイシヨ
練馬区	251.1	1,074	トマト	キャベツ	エダマメ	ブドウ	ブルーベリー
足立区	110.2	670	コマツナ	エダマメ	トマト	ムラメ	キク(切花)
葛飾区	67.6	351	コマツナ	エダマメ	トマト	ネギ	ナス
江戸川区	174.5	1,357	コマツナ	トマト	エダマメ	タカナ	シュンギク
特別区計	745.9	4,021	コマツナ	トマト	エダマメ	キャベツ	ナス
青梅市	393.5	1,017	トマト	ナス	キュウリ	パレイシヨ	ブルーベリー
福生市	6.9	34	トマト	バンジー・ビオラ(花壇用苗もの)	ナス	ナバナ	ネギ
あきる野市	293.2	1,016	トマト	スイートコーン	ナス	ネギ	キュウリ
羽村市	36.5	166	トマト	ナス	キュウリ	バンジー・ビオラ(花壇用苗もの)	ネギ
瑞穂町	154.7	762	トマト	ネギ	ナス	キュウリ	バンジー・ビオラ(花壇用苗もの)
日の出町	78.5	264	トマト	ナス	パレイシヨ	カンショ	ブルーベリー
奥多摩町	31.3	168	ワサビ	トマト	パレイシヨ	ナス	キュウリ
檜原村	29.6	123	パレイシヨ	トマト	ミョウガ	サクラソウ(鉢もの)	シクラメン(鉢もの)
西多摩計	1,024.3	3,549	トマト	ナス	ネギ	キュウリ	パレイシヨ
八王子市	735.0	2,523	トマト	ナス	コマツナ	ハウレンソウ	キュウリ
町田市	460.5	1,853	トマト	ナス	ハウレンソウ	コマツナ	キュウリ
日野市	124.5	832	ニホンナシ	トマト	ブルーベリー	ブドウ	ナス
多摩市	27.8	117	トマト	ブルーベリー	ナス	エダマメ	ネギ
稲城市	111.5	1,030	ニホンナシ	ブドウ	トマト	ナス	カキ
南多摩計	1,459.3	6,394	トマト	ニホンナシ	ナス	ブルーベリー	コマツナ
立川市	318.7	1,045	トマト	ハウレンソウ	コマツナ	ニホンナシ	フロッコリー
武蔵野市	40.4	206	トマト	ブドウ	コマツナ	ニホンナシ	エダマメ
三鷹市	187.0	907	トマト	ナス	ブドウ	ブルーベリー	エダマメ
府中市	76.0	423	エダマメ	コマツナ	トマト	ニホンナシ	シイタケ
昭島市	46.5	247	ニホンナシ	トマト	コマツナ	ハウレンソウ	バンジー・ビオラ(花壇用苗もの)
調布市	147.0	682	トマト	ブドウ	コマツナ	エダマメ	ナス
小金井市	70.7	304	トマト	コマツナ	ナス	ハウレンソウ	ミズナ
小平市	215.9	954	ニホンナシ	トマト	ナス	コマツナ	ブドウ
東村山市	149.0	838	ニホンナシ	トマト	ブドウ	カンショ	バンジー・ビオラ(花壇用苗もの)
国分寺市	147.6	564	トマト	ブルーベリー	ナス	エダマメ	ハウレンソウ
国立市	43.6	234	トマト	ナス	ハウレンソウ	コマツナ	ニホンナシ
西東京市	158.9	895	トマト	コマツナ	キャベツ	ニホンナシ	ハウレンソウ
狛江市	34.5	167	トマト	エダマメ	ナス	ネギ	コマツナ
武蔵村山市	98.1	346	コマツナ	トマト	ハウレンソウ	ニホンナシ	ナス
東大和市	54.2	221	ニホンナシ	トマト	ハウレンソウ	ナス	ダイコン
清瀬市	212.7	916	ハウレンソウ	ニンジン	トマト	ミズナ	コマツナ
東久留米市	181.0	731	ハウレンソウ	トマト	コマツナ	エダマメ	ニホンナシ
北多摩計	2,182.0	9,681	トマト	ニホンナシ	ハウレンソウ	コマツナ	エダマメ
多摩地域計	4,665.6	19,624	トマト	ニホンナシ	ナス	ハウレンソウ	コマツナ
大島町	215.5	347	ブパルディア(切花)	アスタバ	ツバキ(実)	ガーベラ(切花)	トルコギキョウ(切花)
利島村	153.6	53	ツバキ(実)	シドケ	アスタバ	-	-
新島村	21.5	98	アスタバ	カンショ	レザーファン(切葉)	タマネギ	トマト
神津島村	15.9	86	アスタバ	レザーファン(切葉)	スイカ	ミニトマト	カンショ
三宅村	36.0	231	アスタバ	ドラセナ(切葉)	キキョウラン(切葉)	サカキ(切枝)	ルスカス(切葉)
御蔵島村	6.3	22	アスタバ	エビネラン(鉢もの)	パッションフルーツ	コマツナ	トマト
八丈町	349.6	1,760	フェニックス・ロベレニー(切葉)	フェニックス・ロベレニー(観用鉢もの)	アスタバ	ルスカス(切葉)	レザーファン(切葉)
青ヶ島村	3.9	15	カンショ	フェニックス・ロベレニー(切葉)	パッションフルーツ	キキョウラン(切葉)	ゲットウ(切葉)
小笠原村	14.8	124	パッションフルーツ	ミニトマト	レモン	コーヒー	トマト
島しょ計	817.2	2,737	フェニックス・ロベレニー(切葉)	アスタバ	フェニックス・ロベレニー(観用鉢もの)	ルスカス(切葉)	レザーファン(切葉)
東京都計	6,228.7	26,381	トマト	コマツナ	ニホンナシ	ナス	ハウレンソウ

※ 植木と畜産は除く

※ 公式な数値結果は、東京都より公表されます。

「北多摩地区農業委員会連合会50周年記念式典」開く 功労者10人へ感謝状が贈られる

5月16日、清瀬市けやきホールにおいて「北多摩地区農業委員会連合会50周年記念式典」が開かれ、17市の農業委員など約300人が参加しました。

同連合会の松村俊夫会長（清瀬市農業委員長）、澁谷桂司清瀬市長の挨拶に続き、都農業会議の青山会長などが祝辞を述べました。

続いて、肥沼和夫前東村山市農業委員長ら10人の功労者へ、感謝状・記念品が贈られました。肥沼氏は「北多摩地域農業委員会と地域の発展に今後も協力していきますよ



挨拶をする清瀬市農業委員会 松村会長

う」と喜びを表しました。贈呈式終了後、(一社)全国農業会議所の原修吉専門相談員が「都市農業の変遷とこれからの農地保全」をテーマに記念講演が行われました。

全国農業新聞を購読・普及しましょう！

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

昭和27年に創刊以来、農政の動き、農地制度、税制など日々の農業委員会活動に求められる情報や現場で役立つ栽培技術・流通、魅

力的な農家の取り組みなどをコンパクトにまとめて提供しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員各位には農家相談などを通じて一人一部以上の普及をいただきますようお願いいたします。(月4回発行・年間8400円)

「東京都農作物生産状況調査」ご協力をお願いします

今年度も「東京都農作物生産状況調査」を、東京都指定統計調査第6号として、都内全域で実施いたします。

本調査は、令和4年1月～12月に東京都内で生産さ

れた各農作物の作付面積や出荷量などを調査する統計調査です。

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業者の皆様には、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度農業会議事務局新体制

令和5年度の(一社)東京都農業会議の体制は次の通りです。

- 会長 青山 侑やすし
- 副会長 吉川庄衛
- 副会長 城田恆良
- 事務局長 相原宏次
- 事務局次長 松澤龍人

◆総務部

- 部長 田中誠、主任 小嶋俊洋、副主任 山本直子(新任)、事務局クラーク 板谷敦子、アシスタントスタッフ
- 井上喜代子、東川昭子、宇佐美寿子

◆業務部

- 部長 松澤龍人、部次長 村田好光、主任 森淳子、主任 飯田淳二、主事 金井望、主事 太田総一郎、主事 本

6月～7月の日程

- 6・1 (木) 農地中間管理担当者会議
- 6・1 (木) 新規就農・貸借会議
- 6・2 (金) 担い手育成会議
- 6・2 (金) 主任職員協議会
- 6・2 (金) 都職研総会・役員会
- 6・6 (火) 北多摩北検討会
- 6・9 (金) 納税猶予制度研修会
- 6・13 (火) 北多摩南検討会
- 6・15 (木) 都農業経営者クラブ総会
- 6・16 (金) 生産緑地制度研修会
- 6・19 (月) 担い手育成総会
- 6・19 (月) 通常総会
- 6・19 (月) 事業推進協議会
- 6・19 (月) 常設審議委員会
- 6・22 (木) 北多摩西検討会
- 6・30 (金) 農委会職員現地研究会
- 7・6 (木) 7 (金) 農地専門職員研修会
- 7・18 (火) 理事会
- 7・18 (火) 常設審議委員会

農業者年金の加入推進を！

農業者年金は、20歳以上60歳未満の農業者(国民年金の第1号被保険者)であれば加入することができ、公的年金で、申告主の方は、加入している世帯員の保険料を、かわりに支払うことができます。贈与税の対象にもなりません。

保険料額は月額2万～6万7千円の間、1千円単位で自由に設定・変更ができます。支払う保険料の全額が社会保険料の控除となる節税効果の高い公的年金です。

加入し、加入している世帯員の保険料を、かわりに支払うことができます。贈与税の対象にもなりません。

農業者年金の周知、加入推進の取り組みをお願いします。